

塩谷町告示第 39 号

塩谷町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する  
条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 22 日

塩谷町長 見形 和久

塩谷町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例

令和6年3月22日

条例第10号

塩谷町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例(平成25年塩谷町条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>厚生労働大臣</u>の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者</p>	<p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>国土交通大臣</u>の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。